

改正概要説明書	
国名： ノルウェー	法令名： 特許法
改正情報： 2013 年 7 月 1 日最終改正， 施行	
改正概要：	
<p>1. 民事訴訟手続に関する改正</p> <p>ノルウェー特許庁審判部の審決又は行政処分に対する不服申立についての審理結果の取消についての訴えの提起は， 国(ノルウェー王国)が請求のあて先とされるべき旨の規定が導入された(第 39d 条， 第 52e 条)。また， 特許権の侵害に関する訴訟については， オスロ地方裁判所に提起すべき旨の規定が導入された(第 63 条)。</p>	
<p>2. 特許権の侵害に対する救済規定に関する改正</p> <p>特許権の侵害行為若しくは侵害を構成する蓋然性の高い一定の予備的行為を行った者又は当該行為を幫助した者に対して，</p> <p>(1) 侵害行為等の停止又は予防の請求することができる旨の規定(第 56a 条)，</p> <p>(2) 特許権を侵害する製品又はその材料若しくは設備について廃棄等の侵害行為防止措置を請求することができる旨の規定(第 59 条)，</p> <p>(3) 裁判所が， 侵害者の費用負担によって判決内容を情報伝達するよう命ずることができる旨の規定(第 59b 条)</p> <p>が導入された。</p> <p>侵害行為があった場合の賠償額の算定方法に関する規定が導入された(第 58 条)。</p> <p>侵害行為が認められた場合であっても， 当該行為が善意によるものであった場合には， 補償金の支払いを条件として， 裁判所は， 特許権の存続期間中における特許発明の実施を被告に許可することができる旨の規定が導入された(第 59a 条)。</p>	
<p>3. 刑事罰の強化に関する改正</p> <p>懲罰刑の上限が 3 月から 3 年に改正された。罰金額の算出根拠に関する規定が導入された。公共の利益に関する特許侵害罪が， 非親告罪となった(第 57 条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 8b 条</p> <p>情報開示義務違反に適用される刑法が第 166 条から， 第 221 条に変更された。</p>	
<p>・ 第 8c 条</p> <p>情報開示義務違反に適用される刑法が第 166 条から， 第 221 条に変更された。</p>	
<p>・ 第 39d 条</p> <p>「請求の宛先は審判部により代理されるノルウェー王国である。」が追加された。</p>	
<p>・ 第 52e 条</p> <p>「申立は， ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部により代理されるノルウェー王国を宛先とする。」が追加された。</p>	

・ **第56a条**

特許権侵害に関する新設条文である。

・ **第 57 条**

特許権侵害の罰則規定が変更された。

・ **第 58 条**

特許権侵害の損害賠償に関する規定が変更された。

・ **第 59 条**

特許権侵害の差止請求に関する規定が変更された。

・ **第59a条**

特許権侵害に関する新設条文である。

・ **第59b条**

特許権侵害に関する新設条文である。

・ **第 63 条**

オスロ地方裁判所に提起すべき訴訟事由に「特許侵害に関する民事訴訟」が追加された。